



働くなら世田谷で！ 福祉の仕事の理解促進に向けて

世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、「せたがや福祉のしごと入門講座、事業所紹介」「区内介護施設等紹介」「夏休み介護体験」などをおし、福祉の仕事の理解促進に取り組んでいます。

これからも事業者とともに人材発掘・確保に努め、世田谷の福祉を推進し「誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる」ように取り組んでまいります。

1. 「せたがや福祉のしごと入門講座、事業所紹介」

8月22日に「せたがや福祉のしごと入門講座、事業所紹介」を実施し、福祉の仕事や資格などの説明、職員の体験談や事業所PR動画をご覧いただきました。

参加者からは「動画をとおして、施設の雰囲気があった」「福祉の仕事のやりがいが理解できた。動画視聴はコロナ対策にもなり、スクリーンから雰囲気がよく伝わった」などの声がありました。また、動画は後日、研修センターホームページで公開し、多くの方に視聴していただきました。



2. 「せたがや福祉のしごと区内介護施設等紹介」

コロナ禍のため、バス見学会に変わって、9月2日と10月14日に研修センターで「せたがや福祉のしごと区内介護施設等紹介」を実施しました。各施設の案内動画を上映し、会場と施設をWebシステムで繋ぎ、直接、質疑応答を行いました。参加者からは「短時間で複数の施設をしっかりと見ることができた」「施設の様子や様々な質問に丁寧にこたえてもらいよく分かった」などの声が聞かれました。

3. 「夏休み介護体験」

研修センターで小学生親子・中・高校生を対象に、夏休み介護体験を8月の7日間14回実施し、350名の方に参加いただきました。

エリザベト成城（特養）作成の施設の仕事の動画上映、車いす体験・介護ベッド体験・高齢者疑似体験と盛りだくさんでしたが、参加者からは「職業選択の一つになりました」「将来介護の人になりたいです」「身近な人に優しくしようと思った」などの感想が寄せられ、福祉に対する理解や関心が進んだ様子がみられました。



◎働くなら世田谷で！！ 「世田谷で学び、世田谷で活かす」

入門講座や事業所紹介は、ハローワーク渋谷や、東京都福祉人材センター、区内の関係機関、事業者等の協力のもと実施しています。世田谷区では研修費助成など事業者支援を行っており、研修センターでは、福祉の仕事の知識と技術、専門性の向上を目指して各種研修、事業者支援に取り組んでいます。

障害者施設職員支援力向上研修 「虐待防止と権利擁護」

障害者施設職員を対象に、障害者の虐待防止、権利擁護等について、施設職員に必要な障害者の心理、法制度、虐待防止策等、知識や事例検討を通し適切な対応を学び、専門性を高めることを目的としてWebで実施しました。申込：72名（67名終了）
講師：鈴木敏彦氏（和泉短期大学教授・世田谷区自立支援協議会会長・社会福祉士）

お子様を描いた講師の似顔絵



《各回のポイント》

第1回 障害者虐待防止の基礎知識

● 障害者虐待の判断に当たったのポイント

- (1) 虐待をしているという「自覚」は問わない
- (2) 障害者本人の「自覚」は問わない

“自覚”ではなく
“客観的事実”として捉える

- (3) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

“本人中心”に考える!!

第2回 虐待・不適切行為をなくす取組み

● 支援の知識や技術の不足

- ① 利用者の障害等の特性や状態を適切に把握できていない。
- ② 利用者の要配慮行動に対する適切かつ有効な支援方法が見出せないため、職員が安易に力や物理的隔離（身体拘束等）で解決しようとする。
- ③ そうした不適切行為の積み重ねが、結果的に大きな虐待につながる。

学び続けるからこそ専門職

第2回 虐待・不適切行為をなくす取組み

● 身体拘束は常に虐待と隣り合わせ

- ① 利用者の障害等の特性から身体拘束は絶対に必要だ、という思い込み
- ② 身体拘束がなければ利用者の突発的な行為に対応できない、利用者の安全は確保できない、という思い込み
- ③ 問題の解決策は身体拘束しかないという考え
- ④ この身体拘束は本当に必要なのか？という視点の欠如
- ⑤ 身体拘束をする手続きを踏んでいるから許されるという思い込み

支援者の姿勢が問われる!!

第3回 虐待・不適切行為のない法人・事業所づくり

● 不適切行為・虐待をなくすための

組織の取組み

個人の取組み + 組織（法人・施設・事業所）の取組み

この二つは“車の両輪”

↓
不適切行為・虐待のない支援の実現

● 不適切行為・虐待をなくすための

取り組みの方向性（1）

- ① 事業所等運営規程への定め
- ② 虐待防止委員会等の設置

第3回 虐待・不適切行為のない法人・事業所づくり

● 不適切行為・虐待をなくすための組織の取組み（2）

- ③ 倫理綱領・行動指針等の策定
- ④ 人権意識、知識や技術の向上のための研修
- ⑤ 日常的な支援場面等の把握
- ⑥ 風通しの良い職場づくり
- ⑦ 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- ⑧ 苦情解決制度の利用
- ⑨ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目活用
- ⑩ ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ⑪ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用
- ⑫ 自立支援協議会等を通じた地域の連携

第4回 虐待防止と意思決定支援

● 「障害福祉サービス等の提供に関わる意思決定支援ガイドライン」

II 総論

1. 意思決定支援の定義（抜粋）

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、…。意思決定支援とは、…日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、…最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

前半：徹底的に本人の思いに寄り添う

後半：最後の手段としての“代理決定”

- ・どこまで取り組みれば良いのか？
- ・いかに最小限にできるか…

第4回【意思決定支援の大原則】として「あきらめ」ではなく「可能性（ストレングス）」を探ることの重要性「“どうせ無理”から“どうしたら出来るのか”へ」。第5回「本人中心の支援の提供こそが、私たち支援者・ソーシャルワーカーのミッション!」「本人中心の支援とは何か、これこそが虐待・不適切行為をなくし利用者さんの自立・社会参加・権利擁護を実現していくことにつながる」と講義をいただきました。

～受講者の声～

- ・自分の行動を顧みて、利用者の方に誠実に向き合っているかを考えるきっかけとなった。
- ・利用者の考えを理解するために、アセスメントの重要性を学んだ。
- ・皆が、同じような悩みを抱えながら頑張っていることが分かり心強くなった。
- ・虐待はいつでもどこで起きるかわからないと考え、起こる事のないように利用者の意思を大切にしたい。

認知症ケア研修

認知症ケア研修は、認知症の人が住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられるように、認知症の理解を深め、根拠をもって適切なケアを実践できるよう専門性の向上をめざして実施しています。

様々な視点から体系的に学べる年10回の研修で、現在までに実施した、3回の研修のポイントを報告します。研修体系、今後の研修予定はホームページに掲載し、研修ごとにホームページ、FAX等で募集告知をします。

1. 認知症ケアの理念と視点 (株式会社MIRAI Quality 市川裕太氏)

- ・認知症があっても、周囲が理解して、人として生き活きと生きられる社会を目指す！
- ・そのために必要な視点をもって支援することが専門職の第一歩。
- ・様々な症状は、認知症の人からの「メッセージ」「問題行動」ではなく、私たちへ「メッセージ」本人に向けた「本人本位」で、「病気ではなく「人」への支援を。
- ・人として当たり前のことが、認知症であっても当たり前できるように。

どうしたらいいか、
考え続けましょう。



2. 認知症に関する制度と動向 (区介護予防・地域支援課 長谷川順子氏)

- ・認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らせるまちをめざします
→「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」が制定されました。(10月1日施行)
- ・世田谷区における支援の一覧は「認知症あんしんガイドブック」を参考に。
- ・認知症の人への支援者としての関わり方
～ご本人からのメッセージ～
「守られるのではなく、支援者の力を借りて自立することが大事である」(H29年4月、アルツハイマー病協会国際会議でのメッセージより)
「説明はわかりやすい言葉で、ゆっくり話してください」(H29年12月、区内認知症デイサービス利用者の方のメッセージより)

3. 医学的視点からの理解と支援 (東京衛生アドベンチスト病院 西村敏樹氏)

★認知症をくわすらう>人をケアする

①疾患の症状へのケア (認知症の病型と病期という視点)

<アルツハイマー型認知症 (病型の約67%) の治療とケア>

完治させる方法はないが、病状を軽減・緩和させる治療とケアの方法

- ・人格形成にあずかった時期の物語の傾聴
- ・おなじみの仲間と交歓する時間づくり
- ・理屈による説得でなく、こころや気持ちに寄り添い、納得できるよう接する。
- ・仲間と一緒に盛り上げる雰囲気が大切
- ・不安を安心に、居場所のなさを安住感へ

②認知症をく思い煩う人>のケア

- ・来し方：人柄・生き方・暮らしぶりを尊重する。
- ・こころの状態：自尊心(プライド)を守り維持し、安心感を提供する。
- ・からだの状態：睡眠と覚醒の生活リズムを再建する、便秘やからだの痛みを軽減する。
薬物の副作用や身体疾患の合併がないかを見極める。
- ・生活環境：環境の変化(家庭内の役割の変化、引っ越し、施設入所)を徐々に行う。
- ・ケアの仕方：とがめる・せかす・しつける・不意打ちにする・否定する・無視するなどをしてない。

③「伝える」言葉を「伝わる」気持ちを支える。

焦りや不安をいだいて臨むと自然と相手に伝わり、拒否されたり、不穏を招いたりする。本人への心づかいをともって臨む方がスムーズにはこぶ。よりよいコミュニケーションを図る基本として、意識的に伝える言葉を、自然に伝わる気持ちがいしっかりと支えている、ということが何よりも大切です。



研修受講事業所 公表制度活用のすすめ

研修センターでは、区の認証研修を受講した事業所名と受講人数をホームページで公表しています。区の認証研修は、「介護サービス従事者研修」と「ケアマネジメント研修」の2種類があり、研修に応じて募集案内等に該当のマークがついています。

受講後に「研修報告書兼アンケート」の提出により、研修受講事業所として認定・公表します。

公表はPDF形式、Excel形式で行っています。Excel形式では、データをダウンロードすることで、事業所ごとあるいは研修ごとに受講履歴が検索できます。是非、ご活用ください。

福祉職員としてのキャリアアップや知識・技術などの専門性向上をはかるため、計画的に研修センター等の研修を受講してください。

◆介護サービス従事者研修
(じんざいくんマーク)



◆ケアマネジメント研修
(かいこくんマーク)



せたがやシニアボランティア研修

令和2年9月23日(水)に研修センターでシニアボランティア研修を実施し、26名の方が受講されました。この研修はせたがやシニアボランティア事業に参加するために必要なものです。活動は、「施設」「あんしんすこやかセンター」「高齢者安心コール」となっています。活動にあたり、区の費用負担で、ボランティア保険に加入できます。

コロナ禍での研修開催のため、活動場所の一つである特別養護老人ホームの説明は動画視聴、受講者には、手指消毒、検温、マスクの着用、密を避けるなど、ご協力いただきました。

この事業は、地域活動の第一歩で、その中から入門的研修や介護職員初任者研修などにつながる方もいます。いつまでも元気でいきいきと暮らすために、社会参加が必要と言われていきます。現在、ボランティアの受け入れができない所もあり、ボランティア活動の場所は限られていますが、皆様が早く地域でボランティア活動ができるように切に願っております。

今年度は、11月と2月に研修を予定しております。



編集後記

カメラのピントがずれている。いえいえ、ピントが合わないのは私の目。目の中にゴミが…。これはウサにきく…。飛蚊症。どちらも原因は加齢による変化。それも、まだまだ序の口。「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」が制定された。人生100年時代の希望の星☆ アンチではなくウェルカムエイジングで加齢を楽しむぞ!?

研修センターホームページに「意見箱」を設けました。第3号の感想の他、研修センター事業についてご意見など、ぜひお寄せください。

T/M

発行：世田谷区福祉人材育成・研修センター
〒156-0043世田谷区松原6-37-10
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階
電話：03-6379-4280
FAX：03-6379-4281
H P：https://www.setagaya-jinzai.jp/

